

消費税率 10%への引上げに伴う使用料及び手数料の対応について

1 これまでの対応について

(1) 消費税率 8%への改定時の対応について

2014年4月の消費税率 5%から 8%への改定時には、2015年10月の消費税率 10%への改定が予定されていました。

2014年、2015年と頻繁に改定することにより、料金体系変更による市民負担増、また諸経費の市財政負担増が伴うため、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）への増税分相当額の転嫁を見送りました。

(2) 消費税率 8%への改定後に料金改定等を行った使用料等について

消費税率 8%となった 2014年4月以降に、新たに使用料等の料金を設定したものと料金改定を行ったものについては、消費税率 8%を転嫁して設定しています。

2 今後予定される消費税率 10%改定時の対応について

消費税率 10%への引上げに伴い、使用料等へ増税分相当額を転嫁するため、各関係条例の改正を行う予定です。

(1) 対象

原則、課税対象の全ての使用料等

(2) 消費税転嫁額

消費税率 8%を盛り込んでいる使用料等については 2%を、消費税率を 5%で据え置いていた使用料等については 5%を転嫁し、それぞれ消費税率 10%にします。

また、消費税の適切な転嫁を図るため、原則、10円単位で料金改定を実施します。

(3) 条例改正

複数の条例が対象となるため、個別の条例ごとの改正は行わず、「(仮称)消費税率の引上げに伴う料金改定に関する条例」を制定し、全ての対象条例を改正します。

3 今後の予定

2018年12月 平成30年(2018年)第4回定例会にて改正条例案を上程

2019年10月 新料金の適用

裏面に参考として、消費税率改定に係る国の動向を記載しています。

<参考>消費税率改定に係る国の動向（2012年以降）

2012年8月

同年6月に消費税率を2014年4月から8%、2015年10月から10%へ改定する法案が提出され、国会で可決される。

2013年12月

2013年12月4日付け文書総行第198号、総行経第28号にて各都道府県および各指定都市へ、消費税率引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、所要の措置を講じる旨の通知が出される。

2014年4月

消費税率8%の適用が開始される。

2014年11月

2015年10月からの消費税率10%への引上げを2017年4月まで1年半延期することを首相が表明する。

2015年3月

同年2月に2015年10月からの消費税率10%への引上げを1年半延期する法案が提出され、国会で可決される。

2016年6月

2017年4月からの消費税率10%への引上げを2019年10月まで2年半延期することを首相が表明する。

2016年11月

同年9月に2017年4月からの消費税率10%への引上げを2年半延期する法案が提出され、国会で可決される。